都型学童クラブ事業実施要綱

平成２２年６月１６日付２２福保子家第２２２号
一部改正　平成２３年３月２２日付２２福保子家第１１９２号
一部改正　平成２４年８月２４日付２４福保子家第２９８号
一部改正　平成２８年１月１４日付２７福保子家第１０１２号
一部改正　平成２８年１１月７日付２８福保子家第７９２号
一部改正　平成３１年４月１日付３１福保子家第２０２号
一部改正　令和２年４月１日付２福保子家第６７号
一部改正　令和３年４月１日付３福保子家第６６号

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６３号。以下「設備運営基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ事業」という。）の一層のサービス向上と放課後における児童の居場所の充実のため、都型学童クラブ事業及び都型一体型学童クラブ事業の実施に当たっての必要な事項を定め、もって放課後児童の健全育成に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、「都型学童クラブ事業」とは、次条、第４条及び第８条に定める要件を満たすと知事が認めるものであって、区市町村が実施する、又はその運営費の補助を行う学童クラブ事業をいう。

２　この要綱において、「都型学童クラブ事業所」とは、前項に定める都型学童クラブ事業により運営される学童クラブ事業所をいう。

３　この要綱において、「専用区画」とは、遊び及び生活の場としての機能並びに静養をするための機能を備えた区画をいう。

４　この要綱において、「放課後児童支援員」とは、設備運営基準第１０条第３項各号のいずれかに該当する者であって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成２７年５月２１日付雇児発０５２１第１９号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添５「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「Ⅰ　放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に基づき都道府県知事、指定都市市長又は中核市長が行う研修を修了したもの（令和５年３月３１日までに修了することを予定しているものを含む。）をいう。

５　この要綱において、「補助員」とは、放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。

６　この要綱において「都型一体型学童クラブ事業」とは、第５条、第６条及び第８条に定める要件を満たすと知事が認めるものであって、区市町村が実施する、又はその運営費の補助を行う学童クラブ事業をいう。

７　この要綱において「放課後子供教室」とは、「東京都放課後子供教室推進事業実施要綱（平成１９年６月２１日付１９教生社第１５号）」に基づき実施される事業をいう。

第２章　都型学童クラブ事業

（運営主体）

第３条　都型学童クラブ事業所の運営主体は、株式会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人その他の者であって、区市町村が適当と認めた者とする。ただし、区市町村は除く。

（実施要件）

第４条　本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

①　専用区画において、児童１人につき１．６５㎡以上の有効面積を確保すること。

②　設備運営基準第１０条第１項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに２人以上配置すること。ただし、その１人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。

補助員は、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成２７年５月２１日付雇児発０５２１第１８号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表１に定める「子育て支援員基本研修」及び別表２－３に定める「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。

なお、１日のうち放課後児童支援員及び補助員が交代制をとる場合は、十分な引継ぎ時間を確保するよう努めること。

③　都型学童クラブ事業所に従事する放課後児童支援員のうち１人は、常勤職員であること。

④　一の支援の単位を構成する児童の数は、１０人以上７０人以下とすること。

なお、おおむね４０人以下とすることが望ましいものであること。

⑤　都型学童クラブ事業所は、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く毎日開所すること。ただし、開所日の前日までに当該開所日における利用希望児童がいないことが明らかになっている場合は、この限りでない。この場合において、都型学童クラブ事業所の運営主体は、急な利用申込みに対応できる体制を確保しなければならない。

なお、利用児童が少ない開所日において、同一事業所内の複数の支援の単位を合同として一の支援の単位として事業を実施することは差し支えない。ただし、その場合においても設備運営基準に定める職員配置等の各要件を満たすこと。

⑥　都型学童クラブ事業所は、平日にあっては午後７時以降まで、また、土曜日、長期休暇期間その他の学校休業日にあっては午前８時から午後７時以降まで（以下この号において「基本開所時間」という。）開所すること。ただし、当該開所日における利用希望児童がいないことが明らかになっている場合はこの限りでない。この場合において、都型学童クラブ事業所の運営主体は、急な利用申込みに対応できる体制を確保しなければならない。

なお、利用児童が少ない時間帯において、同一事業所内の複数の支援の単位を合同として一の支援の単位として事業を実施することは差し支えない。ただし、その場合においても設備運営基準に定める職員配置等の各要件を満たすこと。

また、基本開所時間を超える開所時間の制限については、区市町村長がその地域の実情に応じて定めることができる。

⑦　運営主体は、事業の実施に当たり、児童の安全確保について特段の配慮を行うこと。

⑧　事業は、一年を通じて実施すること。ただし、年度の途中で新たに事業を開始する場合にあっては、事業を開始した月以降、引き続き事業を実施すること。

第３章　都型一体型学童クラブ事業

（運営主体）

第５条　都型一体型学童クラブ事業の運営主体は、株式会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人その他の者であって、区市町村が適当と認めた者とする。ただし、区市町村は除く。

（実施要件）

第６条　都型一体型学童クラブ事業の実施に当たっては、第４条に定める都型学童クラブの要件のほか、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

①　保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している１年生から６年生までの児童を対象とすること。その他、特別支援学校の小学部に就学している児童も対象とすることができる。

②　「新・放課後子ども総合プラン」（平成３０年９月１４日付子発０９１４第１号厚生労働省子ども家庭局長通知）７（２）に定める放課後子供教室との一体型として実施すること。

③　一体型として実施する放課後子供教室は年間２５０日以上開所し、放課後子供教室が実施する原則として全ての活動プログラムに学童クラブの利用児童が参加できる体制を整えること。

また、都型学童クラブ事業所に従事する放課後児童支援員等が企画段階から関わる活動プログラム（共同プログラム）を年４回以上実施すること。

第４章　雑則

（経費の補助）

第７条　事業の実施に必要な経費は、別に定める補助要綱により予算の範囲内で補助するものとする。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（その他）

第９条　この要綱に定める内容について、疑義が生じた場合は、都と協議の上、別に定める。

附　則
この要綱は、平成２２年４月１日から適用する。

附　則（平成２３年３月２２日付２２福保子家第１１９２号）
この要綱は、決定の日から適用する。

附　則（平成２４年８月２４日付２４福保子家第２９８号）
この要綱は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年１月１４日付２７福保子家第１０１２号）
この要綱は、平成２８年１月１４日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年１１月７日付２８福保子家第７９２号）
１　この要綱は、決定の日から施行する。
２　この要綱の施行の日から令和２年３月３１日までの間は、改正後の都型学童クラブ事業実施要綱第４条第１号の規定の適用について、同号中「専用区画」とあるのは、「都型学童クラブ事業を実施する建物内で、児童が遊び、活動し、静養するスペース（ただし、廊下や台所・便所などは除く。）」とする。

附　則（平成３１年４月１日付３１福保子家第２０２号）
１　この要綱は、決定の日から施行する。
２　第５条及び第６条に定める都型一体型学童クラブモデル事業については、令和３年３月３１日までの実施とする。

附　則（令和２年４月１日付２福保子家第６７号）
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日付３福保子家第６６号）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。